

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について



国土交通省では、2019年7月8日(月)から2019年8月9日(金)まで、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正案に関するパブリックコメントの募集を行いました。

日本産業規格(JIS)K0102(工場排水試験方法)が、2019年3月20日付けで改正され、それに伴って環境省は、公定分析法に係る環境庁告示を改正しました。

これを受け、国土交通省では、環境庁告示の検定方法と整合性をとるため、省令について所要の改正を検討しています。

その概要としては、窒素含有量、燐含有量、シアン化合物、フェノール類について、試料の少量化や流れ分析法の適用などが検討され、主に試料の少量化については適用除外、流れ分析法の一部については適用可能と判断し、省令においても環境庁告示と同旨の改正を行うこととしています。

※ 規格に新たに追加されたアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、六価クロム化合物、アルキル水銀化合物、ふっ素及びその化合物並びに1,4-ジオキサンに係るものについても、環境省は環境庁告示の改正を行っていますが、これらの項目又は物質については、省令の現行規定において環境庁告示が引用されているため、整合性を取るための省令改正を行う必要がありません。

なお、公布・施行日は2019年9月上旬を予定しています。

当社では、今回改正対象となっている分析項目を含め、排水などの分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2019年7月8日付 国土交通省報道発表資料

環境検査箇所 小野元也